

# イオン【プラス】 商品概要説明書

(2016年7月1日現在)

1. 商品名	イオン【プラス】
2. ご利用になれる方	以下のすべての条件を満たす個人のお客さま (1) イオン【フラット35】(※融資率90%以内)と併せてご利用いただける方  $\text{※融資率} = \frac{\text{イオン【フラット35】の融資額}}{\text{住宅の建設費または住宅の購入価格}}$ (2) 住宅金融支援機構の住宅融資保険のご利用が可能な方
3. 資金使途	ご本人が所有し、ご本人またはご親族がお住まいになる住宅に関する以下の資金 (1) 新築住宅の建設・購入資金 (2) 中古住宅の購入資金、セカンドハウスの建設・購入資金 〔対象外の使途〕 ・住宅リフォーム資金 ・イオン【フラット35】以外の融資との併用 ・財形住宅融資との併せ融資 ・保留地、質権設定を要する条件: 定期借地権(賃借権、地上権)、買戻権、転借地
4. お借入れ形態	証書貸付
5. お借入れ金額	100万円以上8,000万円以下(1万円単位) ※イオン【フラット35】(融資率90%以内)とイオン【プラス】の併用によって、建築・購入資金の100%までお借入れが可能です ※物件価格1億円以下(土地取得費を含む)、ご融資金額は【フラット35】とイオン【プラス】を合わせて8,000万円以内です
6. お借入れ期間	1年以上35年以内(1年単位) イオン【フラット35】の返済期間以内となります
7. 金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お借入れ利率の基準となる「基準金利」は店頭表示の変動金利となります</li> <li>●お借入れ利率は基準金利にスプレッドを加算したものとします</li> </ul> ※スプレッドはお客さまの審査結果ならびに取扱提携ローンにより異なります <ul style="list-style-type: none"> <li>●新規お借入れ利率は、原則として、毎月決定します。ただし、金利環境が大幅に変動した場合などは、月中でも変更する場合があります</li> </ul> ※実際に適用されるお借入れ利率は、お借入れ時点のものとなります * 金利の算出方法 お借入れ利率は、以下の計算により算出します (イ) お借入れ利率(基準金利+スプレッド) ÷ 12 = 月利率(小数点第四位切り捨て) (ロ) 月利率(小数点第四位以下切り捨て) × 12 = 基準日の基準金利 <ul style="list-style-type: none"> <li>●お借入れ金利は、店頭表示または当行ホームページ (<a href="http://www.aeonbank.co.jp">http://www.aeonbank.co.jp</a>) でご案内しております</li> </ul>
金利の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お借入れ後のお借入れ利率は、4月1日・10月1日を基準日として、基準日の基準金利と前回基準日の基準金利の差をもって、毎年2回見直し(引き上げ、もしくは引き下げ)ます</li> <li>●金利を見直した場合、毎回の返済額も変更となります</li> </ul>
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月元利均等返済</li> </ul> ※お借入れ金額の40%(1万円単位)を上限として、6カ月毎の増額返済も併用できます <ul style="list-style-type: none"> <li>●利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします</li> </ul> * 借入日または前回返済日から当該返済日までに1カ月未満の端数日数がある場合は、その端数日数については年365日の日割計算とします * 上記7.ご融資金利の金利計算方式と完全に一致しないことがあります
ご返済日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月6日(金融機関休業日の場合、翌営業日)</li> </ul> ※ご返済は収納会社からの口座振替によるお引き落としとなります ※お引落ができなかった場合には、当行指定口座宛に遅延損害金を加算し、ご送金いただきます(送金にかかる手数料はお客さま負担となります)

返済額の見直し	●金利見直しの基準日の4月1日、10月1日を経過するごとに再計算を行い、新しい返済額を決定します
9. 遅延損害金	年率14.0%(1年を365日とする日割計算)(約定返済日の翌日あるいは期限の利益喪失日当日から当該返済遅延元金のご返済日までの期間で計算されます)
10. 保証人	原則、不要 * イオン【フラット35】を連帯債務者(担保提供者)でお借入される場合は、本ローンも連帯債務者(担保提供者)となります
11. 担保	ご融資対象物件の住宅及びその敷地に住宅金融支援機構を抵当権者とする先順位の抵当権を設定し、当行を第2順位とする抵当権を設定していただきます ※抵当権設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客さまのご負担となります
12. 団体信用生命保険	当行所定の団体信用生命保険にご加入いただきます ※保険料は当行が負担いたします。ただし、提携業者によっては条件が異なる場合がございます ※なお、機構団信をご利用できない方もイオン【プラス】のご利用を希望される方で当行所定の団体信用生命保険にご加入できない場合、当行判断によりイオン【プラス】のご利用を認める場合があります
13. 住宅融資保険	住宅金融支援機構を保険者とする住宅融資保険を付保させていただきます ※保険料は当行が負担いたします
14. 火災保険	お借入れの対象となる住宅への火災保険の付保を条件とさせていただきます ※補償内容が充実し安心してご加入いただける「住宅ローン専用火災保険」をご用意しています。当行の住宅ローンをご利用いただく方は、ご希望によりご加入いただけます ※保険料はお客さまのご負担となります ※火災保険に質権設定は行いません
15. 融資手数料	●融資手数料 お借入金額の1.08%(税込)(最低融資手数料54,000円税込) ※別途、印紙代等が必要になります ●一部繰上返済手数料 繰上返済の都度1,080円(税込)+ 印紙代200円 (繰上返済のご返済元金は30万円以上からとなります) ●全額繰上返済手数料 残元金に対し1.08%(税込)もしくは1,080円(税込)のいずれか低い金額
16. その他	●ご利用にあたっては、当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によって、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください ●ご返済額のシュミレーションは、イオン銀行インスタブランチまたは住宅金融支援機構ホームページにてご確認ください ●イオン【プラス】は、当行インターネットバンキングでの取引による住宅ローンの繰上返済およびお借入情報照会をご利用することはできません ●本商品の内容や、お申込みに必要な書類は、当行【フラット35】取扱店舗またはコールセンターまでお問合せください
17. お問合せ先	イオン銀行 コールセンター 【電話番号】0120-13-1089 【受付時間】9:00~21:00(年中無休)
18. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 【連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109 または03-5252-3772 【受付日】月~金曜(祝日および銀行法で定める銀行の休業日を除く) 【受付時間】9:00~17:00